

JAPAN AND INTERNATIONAL  
MOTION PICTURE COPYRIGHT ASSOCIATION, INC.

Affiliated With



YASUTAKA IYAMA  
Executive Director

NIHON SEIMEI ICHIBANCHO BLDG.  
23-3, ICHIBANCHO  
CHIYODA-KU, TOKYO JAPAN 102-0082  
Telephone: 03-3265-1401  
Facsimile: 03-3265-1419

モーショ ン ピクチャー アソシエーション (MPA) の  
提出にかかる 2006 年 9 月 12 日付意見書の補充

日本国際映画著作権協会 (Japan International Motion Picture copyright Association, 略称「JIMCA」) は、ブエナ ビスタ インターナショナル、パラマウント ピクチャーズ、ソニー・ピクチャーズ、20 世紀フォックス映画、ユニバーサル・ピクチャーズ、ワーナー・ブラザーズ映画の 6 社からなるハリウッド・メジャー配給会社の業界団体、モーショ ン ピクチャー アソシエーション (以下略称「MPA」) の日本における子会社として 1986 年に設立され、MPA メンバー・カンパニーの著作権の保護に従事している会社であります。

今般、MPA より総務省情報通信審議会宛に標記の意見書が提出されておりますが、同意見書中の COG 信号方式と EPN 信号方式に関する MPA の意見の説明箇所につき、一部誤解をもたらしかねない箇所がありましたため、本書を持って MPA の考えを補充したいと存じます。

MPA のメンバー・カンパニー各社が毎年製作・配給する映画作品には、極めて多額の製作費及び宣伝配給費が投資され、かかる映画の収益から、更なる再投資が可能となるため、権利保護については最大限の努力を行うこととしています。従いまして映画作品そのもの及び映画作品の複製物である DVD 等についても、権利者が許諾を行わない限り、また米国法に云う「フェア・ユース」として例外 (タイム・シフティング等) に該当しない限り、かかる作品及び複製物からのコピーは認めておりません。尚、タイム・シフティングにつき付言すれば、これは視聴者側の時間的利便性に鑑み、放送終了後の都合の良い時間に視聴するために一時的に複製することを認めるものであり、かかる複製物を永久に保存すること (個人のビデオ・ライブラリーとするようなこと) を認めるものではありません。

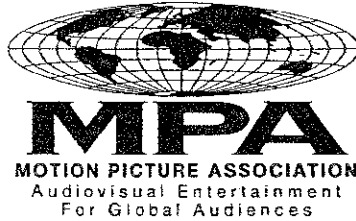
このことは英国においても同様であり、米国における「フェア・ユース」と同様の概念として「フェア・ディーリング」という用語が英国著作権法第 29 条以下に規定されておりますが、英国においては、複製権は独占的排他的権利として規定されており、「フェア・ディーリング」他の例外規定に基づき複製が認められない限り、違法な複製 (コピー) にあたります。

MPAの考えとしては、MPAメンバー・カンパニーの映画作品に関しましては、各メンバー・カンパニーが別段の措置を行わない限り、また「フェア・ユース」に該当する複製でない限り、①ライブラリー目的のコピーを認めるものでもなく、また②ジェネレーションに関係なくコピーできるという「コピー・フリー」を認めるものでもありません。

MPAの標記意見書は、デジタル放送に伴う複製問題につき、一般的な意見を述べたものであり、コピー・フリーを前提とするEPN及びライブラリー目的のワン・ジェネレーション・コピーを認める「COG」について、これをMPAメンバー・カンパニーの作品に採用することを認めるものでは決してありません。

冒頭説明しましたとおり、MPAとしては違法複製については、厳格なる対応をとるものでありますし、デジタル放送の状況下にあっても、MPAメンバー・カンパニーの同意なく行われるコピーについては厳しく管理・対応する所存です。

以上



Tel: (65) 6253-1033

Fax: (65) 6255-1838

**Japan and International Motion Picture Copyright  
Association Supplemental Submission in Response to  
Ministry of Internal Affairs and Communications (MIC)  
“Third Intermediate Report of the Telecommunications Council,  
August 1, 2006.”**

Re: MPA’s Submission Paper Dated 9/12/2006 to MIC

This Memorandum is prepared with the goal to eliminate any misunderstanding of MPA’s thoughts and position as to any unauthorized copying in relation to terrestrial digital broadcasting which might have occurred in relation to the above-captioned MPA Paper (“MPA Paper”).

MPA member companies comprising of six companies including;

Buena Vista International, Inc.,

Paramount Pictures Corporation,

Sony Pictures Releasing International,

Twentieth Century Fox International Corporation,

Universal International Films, Inc.

Warner Bros. Pictures International, a division of Warner Bros. Pictures Inc.

The major studios in Hollywood do not permit any unauthorized copying of their motion pictures aired through televisions with the exception of temporary copying for later viewing, and such understanding does not change even in the transition of analog broadcasting to digital broadcasting.

The MPA Paper might have been misread by readers in a way that suggests that MPA member companies will agree to “copy-free” with regard to the MPA member companies motion pictures, by a reference to certain flexibility to apply EPN, but the explanation relating to COG and EPN in the MPA Paper is a general reference to the available technologies, and it should not be read in such a way that MPA gives a favorable opinion

to the “copy-free” concept.

As stated above, MPA companies allow temporary copying for later viewing, but any other copying without authorizations of MPA member companies shall not be allowed in all cases.

総務省 情報通信審議会 平成 18 年 8 月 1 日発表  
第 3 次中間答申に対する  
日本国際映画著作権協会の意見

平成 18 年 9 月 12 日

モーション ピクチャー アソシエーション (MPA) は、劇場映画、ホームビデオエンタテインメント及びテレビ番組の製作・配給に携わる国際的製作会社・配給会社 6 社を代表する業界団体であり、日本国際映画著作権協会(Japan and International Motion Picture Copyright Association、通称ジムカ「JIMCA」)は、日本における MPA の代表団体です。MPA 及び JIMCA のメンバー社は、以下のとおりです。

Buena Vista International, Inc.

Paramount Pictures Corporation

Sony Pictures Releasing International

Twentieth Century Fox International Corporation

Universal International Films, Inc.

Warner Bros. Pictures International, a division of Warner Bros. Pictures Inc.

はじめに

日本国政府の総務省内の情報通信審議会はデジタル放送コンテンツ保護のためにコピー・ワンジェネレーション (COG) に替わるものとして 出力保護付きコピー制限なし (EPN) を採用するにあたり意見を求めていると理解しております。そこで、日本におけるデジタル化の重要な過渡期にあたり、高価値のコンテンツの配給チャンネルとしてのフリーテレビ競争力の保護・強化支援のために EPN 採用問題に対して以下の意見を述べたいと存じます。

意見を述べたい 3 つの点：

1. 高価値コンテンツ用配給チャンネルとしての民間デジタルテレビ放送競争力の最大化
2. 近接ベースでのコンテンツのローカライゼーション及び無許諾再配給に対する放送コンテンツの効果的保護の将来性
3. COG マークコンテンツの複数コピー作成に関連する技術的解明

## 高価値コンテンツ用配給チャンネルとしての民間デジタル地上波テレビ放送競争力の最大化

コンテンツプロバイダーは、高価値コンテンツのライセンス決定を行う際にさまざまな要因を考慮します。その一つはそのコンテンツ放送に際してかかるコンテンツが配給後無許諾コピー及び無許諾再配給から保護されるか否か、またどの程度くらい保護されるかという問題です。条件付きアクセス（「conditional access」、CA）システムはコンテンツ保有者にエンド・ツー・エンド型（終端間）コンテンツ保護を提供し、こうした危険を最小限に留めることができます。高価値コンテンツのための配給チャンネルとしてその競争力を最大限に高めるために、民間デジタルテレビ局は終端間保護を組み込むだけでなく、適切なコピー保護信号方式も取り入れなければなりません。

日本国内で発信されている既存の COG 信号方式は無制限コピー及び無許諾再配給から放送コンテンツを保護するための効果的基準となっていますが、COG 信号方式の採用のみでは残念ながら、コピー管理規則多様化により異なった種類のコンテンツへのさまざまな消費者のニーズに応えるにはコンテンツ所有者や放送事業者の柔軟性に限界があるという副次的作用が生じます。COG 信号方式使用を外して放送事業者の能力を条件付アクセスシステムとの競争に向けさせる代わりに、現行の COG 信号方式に出力保護付きコピー制限なし（EPN）信号方式の任意使用を補完するほうがより良い選択です。既存の COG 信号方式に EPN を加えることによりコンテンツ保護の柔軟性が強化され、幅広い選択肢を持つテレビ番組へのアクセスの幅拡大により消費者にとっての利益がもたらされると考えます。

## 近接ベースでのコンテンツ局所化及び無許諾再配給に対する放送コンテンツの効果的保護の見込み

EPN マークが付いたコンテンツで作られるコピーには数の制限がありません。EPN マークがついた放送コンテンツをコピーするに際して、COG マーク付きコンテンツを外して最初に録画したものを消すという条件はついていないので、EPN 放送コンテンツの無制限コピーは日本以外の場所を含めてそのコンテンツを最初に受信した個人や家庭の枠を超える視聴に繋がるという大きな危険があります。この理由から、日本国内の放送コンテンツに COG 信号方式を付けるという現在の選択は広範な配給に対する効果的保護を提供しているのであり、既存のデジタルコンテンツ保護システムすべてから全幅の支持を得ているのです。

従って、こうした消費者の高度化された柔軟性をしっかりと推し進めるためには、EPN の使用は EPN 付きコンテンツが積極的かつ局所的に近接したコンテンツ保護を持った技術を使って保護さ

れるという条件と一対でなければなりません。新しく出てくるデジタルコンテンツ保護（開発途中にある新しい保護技術）の多くは、家庭などのローカルエリア・ネットワークを越えた再配給から EPN コンテンツを含めて保護付きコンテンツをより一層効果的に管理するためのメカニズムを取り入れるでしょう。こうした積極的なローカライゼーション（局所化）は複数世代での一連のコピーを可能にする一方で、広範な再配給の危険も幾分軽減されます。単に EPN 状態へのシグナル発信規制への切り替えが行われるとしても、コンテンツ保護技術に積極的なコンテンツのローカライゼーション規制をせずに行われるとしたら、無制限のコピー及び無許諾再配給に繋がる可能性がありますし、インターネットを介して日本以外の場所でもそれが起きることになるでしょう。

### COGマークコンテンツの複数コピー作成に関連する技術的説明

情報通信審議会の答申の中では、ビルトイン・デジタル・チューナーがついたデジタル録画機器の利用者は COG 付きコンテンツのバックアップ作成あるいはコピーの移送が現時点では難しいという但し書きが示されています。しかしながら、5C Digital Transmission Content Protection (DTCP)ライセンスにより製造業者は 2 つの第一世代コピーを COG マークデジタル信号の異なった録画メディアにコピーできるデジタル録画機器を作ることができます。こうした 2 つの異なったコピーに加えて、こうした録画機器はこの 2 つのコピーのバックアップコピーを作るように設計することもできます。また、ユーザーは 34 台に DTCP すべてを一台のデジタルテレビ受信機接続すれば、受信機の DTCP デジタル信号出力から複数の第一世代の録画を作ることができるということを述べるべきです。5C DTCP は COG マークコンテンツをサポートしているので、COG コンテンツが移送やバックアップ操作の間に失われてしまうかもしれないという不安を軽減してくれます。

MPA はこの件に関して、総務省及び日本の放送事業者と話し合いを行い、さまざまな解決策を考えていきたいと思っております。

以上